

垂水市強靱化地域計画



鹿児島県垂水市
令和2年12月

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	本計画の位置付け	1
第3節	計画期間	1

第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標	2
第2節	事前に備えるべき目標	2
第3節	基本的な方針	2

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節	垂水市の地域特性	4
第2節	対象とする自然災害	6

第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	13
第2節	脆弱性評価結果	14

第5章 本計画の推進方針

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	29
第2節	指標	44

第6章 本計画の推進

第1節	市の他の計画等の必要な見直し	45
第2節	本計画の進捗管理	45

第 1 章 計画策定の趣旨、位置付け**第 1 節 計画策定の趣旨**

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成 26 年（2014 年）6 月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、鹿児島県においては、平成 28 年（2016 年）3 月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

垂水市強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

（注）「国基本計画」は、平成 30 年 12 月に、また、「県地域計画」は、令和 2 年 3 月に見直されている。

第 2 節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第 5 次垂水市総合計画（以下「市総合計画」という。）の下位計画として、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。また、地域防災計画が、発災時・発災後の災害の種類ごとに計画してあることに対し、本計画は、発災前に地域で想定される自然災害全般について計画するものである。

第 3 節 計画期間

本計画の内容は、第 5 次垂水市総合計画の終期である令和 9 年度（2027 年度）に合わせるため、令和 2 年度（2020 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 3 年間とし、その後に国基本計画に準じて概ね 5 年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第2章 基本的な考え方**第1節 基本目標**

次の4つを基本目標とする。

人命の保護が最大限図られること。

市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。

市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。

迅速な復旧復興が図られること。

第2節 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に

連携及び役割分担して取り組む。

- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節 垂水市の地域特性

1 位置・地形

明治 22（1889）年市町村制に基づき、垂水村・牛根村・新城村が発足した。大正 13（1924）年町制施行により垂水村が垂水町となり、昭和 30（1955）年昭和の大合併により垂水町が新城村・牛根村を編入した。

その後、昭和 33（1958）年市制施行により現在の垂水市となっている。市の名称は、垂水城（元垂水）の崖下に、岩の間から清水が滴々と垂れて溜水があり、この辺一帯の唯一の飲料水であったことから有名となり、この地名が起ったといわれている。

大隅半島の北西部、鹿児島湾に面するほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上陸上交通の要衝である。北は霧島市、西は桜島、東は鹿屋市に接しており、東部の高隈山系を中心とする山岳地域、その麓から海岸線まで広がるシラス台地、及び海岸線や諸河川の流域の沖積平野の3つに区分できる。

面積は、約 162.12 平方キロメートルで 37 キロメートルに及ぶ海岸線を有している。地目別面積では、市の面積の 60.4%を山林・原野が占め、宅地割合はわずか 3.3%となっている。



○地目別面積

区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	16,212.0	413.1	1,788.3	538.2	9,322.3	469.5	201.3	3,479.3
構成比 (%)	100	2.6	11.0	3.3	57.5	2.9	1.2	21.5

出典：第5次垂水市総合計画

2 気象概況

垂水市の気候は、平均気温が 21 度（平成 24（2012）年～平成 28（2016）年平均）、年間 200 日程度が晴れの天気になる年が多く、温暖で暮らしやすい気候となっている。現在も南岳山頂火口を中心に活発な活動が続いている桜島の火山灰は冬場を中心にほとんどの時期で垂水市に降ることが多く、現在の火山活動レベルは令和 2（2020）年 3 月現在レベル 3（入山規制）となっている。

3 人口（将来推計）

本市の総人口は昭和 35（1960）年に 32,721 人であったが、平成 22（2010）年には 17,248 人まで減少しており、ほぼ半減（47.3%減少）している。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下：「社人研」という）の推計値によると、平成 27（2015）年以降、引き続き減少することが予想されており、令和 17（2035）年には 9,563 人と 1 万人を割ると推計されている。なお、平成 28 年 10 月に公表された平成 27 年国勢調査では、本市の平成 27 年 10 月 1 日現在の総人口は 15,520 人（男性 7,154 人、女性 8,366 人）となっている。

本市の年齢 3 区分別の人口は、社人研の推計値によると、令和 7（2025）年には老年人口が生産年齢人口を上回り、その後、老年人口及び生産年齢人口ともに微減傾向となるが、令和 2（2020）年には、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 46.6%と市全体の 50%を下回ると見込まれている。

こうした傾向は、社人研の推計期間の令和 27（2045）年まで続くものと予想され、令和 27（2045）年には、市全体の 36.6%が生産年齢人口（15～64 歳）、56.0%が老年人口（65 歳以上）という構成になり、生産年齢人口 0.65 人で 1 人の高齢者を支えることになる。

出典：国立社会保障・人口問題研究所人口推計

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

本市の過去の気象災害のうち特に被害が大きいのは大雨及び台風によるものである。これは、6月～8月にかけて年間降水量の約半分を占める大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置しており、台風が勢力の強い段階で接近するため、猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

さらに本市の地質はシラスと呼ばれる特殊土壌地帯が多く、流水による浸食を受けやすいため、斜面崩壊、地すべり、土石流など大規模な土砂災害が生じ、被害が大きくなる傾向がある。

本市においては、近年の鹿児島県下でこれまでに発生した風水害のうち、最大規模であった平成5（1993）年8月5日から7日にかけて鹿児島市を中心とする地域を襲った集中豪雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22（2010）年10月18日から21日にかけて奄美地方を襲った集中豪雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5（1993）年9月1日から3日にかけて薩摩半島南部に上陸し、その後西日本を縦断した台風13号による大雨・暴風と同程度の台風による同規模の災害を想定災害とする。

○想定災害総括表

災害名 (年月日) 想定項目		鹿児島豪雨 (平成5年8月6日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風13号 (平成5年9月3日)
気 象 概 況		・時間最大雨量 56^{mm}（鹿児島）6日19時 65^{mm}（入来峠）6日18時 ・日最大雨量 259^{mm}（鹿児島）6日 369^{mm}（川内）6日 ・総降水量の最大値 392^{mm}（川内）5日～7日	・時間最大雨量 78.5^{mm}（名瀬）20日16時 89.5^{mm}（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622^{mm}（名瀬）20日 286.5^{mm}（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5^{mm}（名瀬）18日～21日	・最大瞬間風速・風向 59.1m/s（種子島） 南 3日15:45 ・最大風速・風向 33.7m/s（沖永良部） 南 3日02:40 ・総降水量の最大値 373^{mm}（高峠）2日～3日
人的 被害	死 者	48 名	3 名	33 名
	行方不明者	1 名	—	—
	重傷者	12 名	1 名	15 名
	軽傷者	52 名	1 名	160 名
建物 被害	全 壊	298 戸	10 戸	226 戸
	半 壊	193 戸	443 戸	706 戸
	一部損壊	588 戸	12 戸	31,899 戸
	床上浸水	9,378 戸	116 戸	1,381 戸
	床下浸水	2,754 戸	851 名	3,903 戸

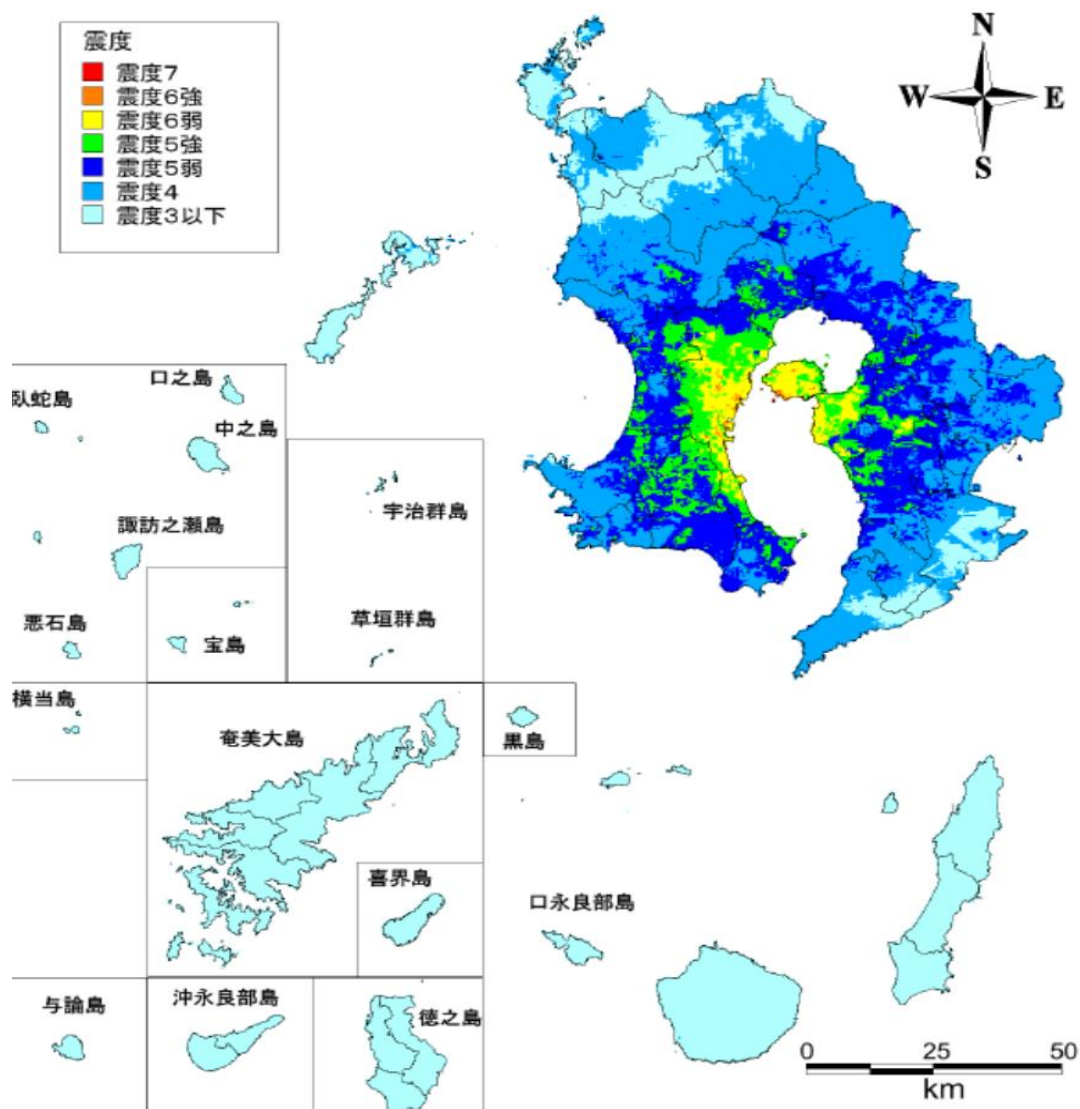
出典：鹿児島県地域防災計画

2 地震災害

大正3年の桜島の大爆発時には、大爆発の数時間後にマグニチュード7.1、震度6弱程度の地震が記録され、多量の降灰、砂礫の飛散と合わせて、地震による被害は、周辺数十キロメートルの広範囲に及んでいる。

今後、鹿児島湾直下をはじめとした直下型地震など大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられるため、平常から地震災害に備える体制を整えておくことが必要である。

本市においては、県が平成24年度（2012年度）～25年度（2013年度）に実施した地震等災害被害予測調査結果を基に、鹿児島湾直下の地震（最大震度6弱）を災害想定として位置付ける。



出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査

○本市における最大被災ケースの主な被害想定結果

被害項目			被害数
建物被害	全壊・焼失棟数	(棟)	1,000
		うち液状化	730
		うち揺れ	90
		うち斜面崩壊	10
		うち火災	180
	半壊棟数	(棟)	3,200
		うち液状化	2,200
		うち揺れ	1,000
		うち斜面崩壊	30
		うち火災	10
	ブロック塀等倒壊軒数	(軒)	530
		うちブロック塀	290
		うち石塀	180
		コンクリート塀	60
人的被害	死者数	(人)	520
	負傷者数	(人)	180
	重症者数	(人)	90
	要救助者	(人)	680
インフラ被害	上水道断水人口「被災直後」	(人)	7,300
	停電軒数「被災直後」	(軒)	100
	固定電話不通回線数「被災直後」	(回線)	140
	道路施設被害	(箇所)	20
	避難者数〔うち避難所〕 (人)	被災1日後	850
		被災1週間後	1,200
		被災1か月後	520
	物資(食料)需要量 (食)	被災1日後	3,100
		被災1週間後	4,200
		被災1か月後	1,900
	災害廃棄物発生量	(万トン)	10
	被害額	(億円)	930

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査

3 火山災害

世界でも有数の活動的な火山として知られる桜島は、約2万6千年前以降に活動が始まったと推定されているいわば若い火山である。桜島火山は約2万9千年前の激しい火山活動によって形成された始良カルデラ（鹿児島湾北部の円形地域）の南端に位置し、北岳・南岳の2つの火山が重なった複合火山である。

本市においては、近年における既往の大噴火のうち、大正3（1914）年1月12日に発生した大正の大噴火と同程度の噴火規模を災害想定として位置付ける。

○大正の大噴火

大正3（1914）年の1月上旬より地熱の上昇や温泉の変動が顕著になり、地震も多発するようになった。1月12日早朝から南岳山頂付近から白煙が上がりはじめ、午前10時頃引の平付近から噴火が起こった。続いて鍋山の山腹でも噴火が起こった。放出された火山灰や軽石で黒神集落はほとんど埋没した。13日午後8時頃、西側火口から溶岩が流出しはじめ、横山、小池、赤水集落を埋めつくし海まで達した。14日朝、東側の火口から溶岩が流出しはじめ、瀬戸、脇、有村集落を埋めつくした。さらに、1月末には、瀬戸海峡を埋めつくし、桜島は大隅半島と陸続きになった。

垂水市域（当時の行政区分で肝属郡牛根村、垂水村、新城村）での被害は軽石や火山灰などの降下火砕物によるものとその後の降雨による土石流によるものがほとんどであった。牛根村では1月12日午前10時過ぎに人頭大からこぶし大の軽石が降下しはじめ、13日以降は火山灰が降下した。15日、16日がピークで、2月上旬まで降灰は続いた。軽石は陸上ばかりでなく海面をも覆い、軽石の浮上層の厚さは60センチ以上にもなり、船舶の航行が著しく阻害された。

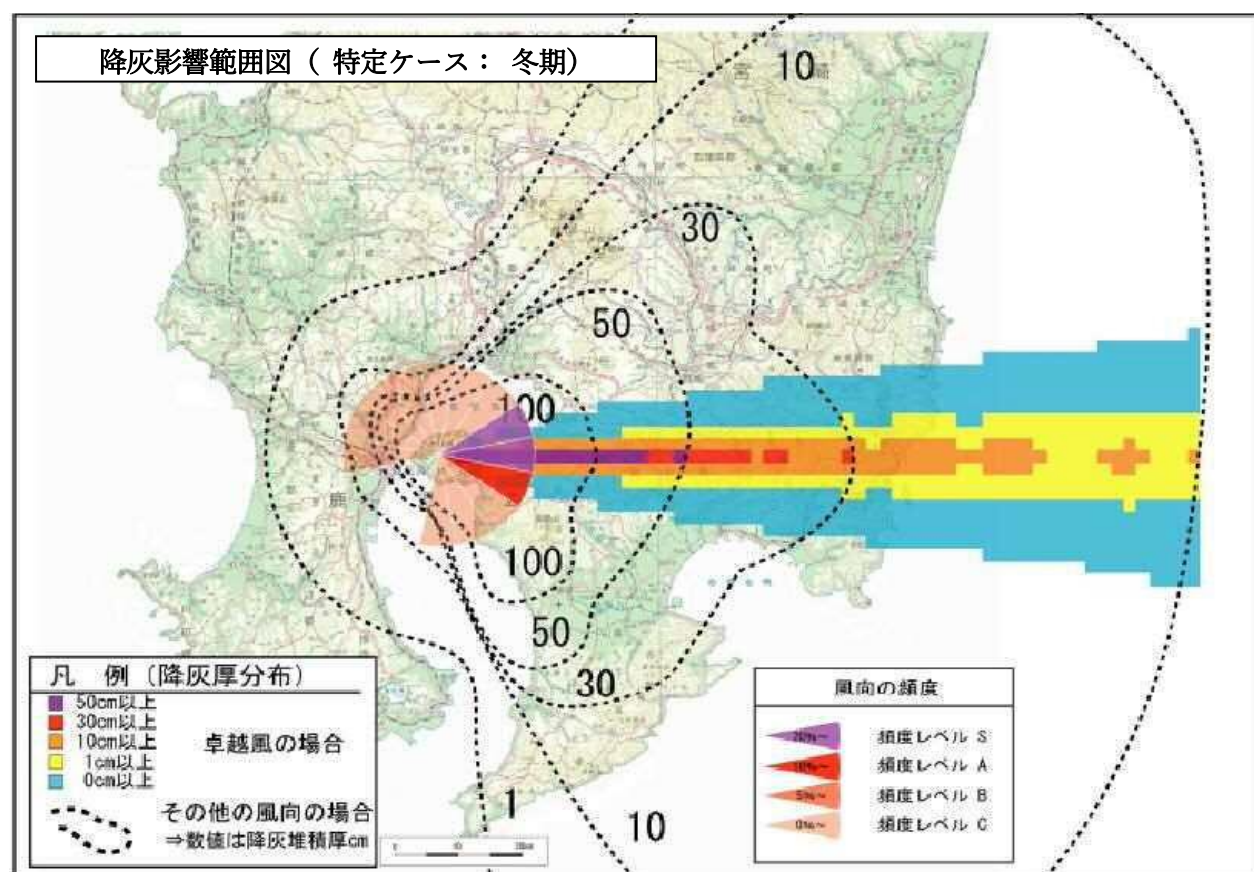
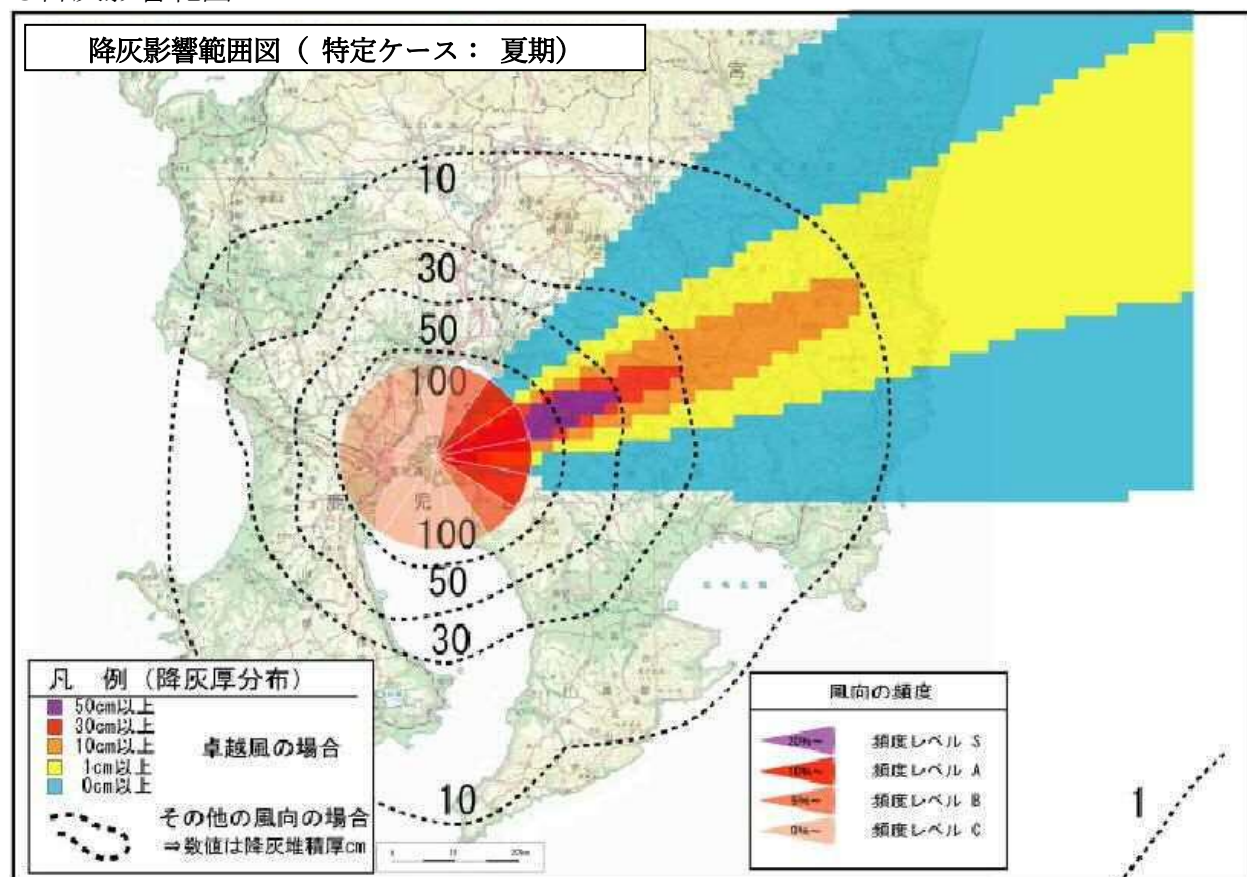
牛根村では降下火砕物により小学校と村役場の建物が倒壊した。東桜島からの人や牛根村民は高隈方面へ避難したが、途中で4名が死亡した。

○垂水市域での降下火砕物堆積厚

村 名	堆積厚	村 名	堆積厚
垂 水	3 ～ 30 cm	新 城	3 cm
牛 根	18 ～ 105 cm	花 岡	15 cm
百 引	45 ～ 60 cm	鹿 屋	1.5 ～ 6 cm

出典：桜島大正噴火 100 周年記念誌

○降灰影響範囲



出典：鹿児島県地域防災計画

4 津波災害

桜島の大爆発に伴う山体崩壊や、その後に発生することが予想される地震及び鹿児島湾直下をはじめとした直下型地震が万が一発生した場合には、沿岸部の地域に大きな災害を引き起こす津波が発生することが予想されている。

近年では、昭和 35 年（1960 年 5 月 23 日）のチリ地震津波で、日本各地では、地震発生後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けており、鹿児島県内でも各地に浸水被害が発生し、特に奄美大島では 637 戸の床上浸水、1,321 戸の床下浸水による被害が発生している。

今後、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は地震発生後 20 分以内で大隅東岸に到達することが予想されており、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることが予想される。このように稀ではあるが、県内でも過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。

また、平成 24 年（2012 年）8 月に、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

出典：鹿児島県地域防災計画

○本市における津波の到達予定時間、最大津波高

番号	想定地震等の位置		想定地震の最大震度	津波到達予定時間（分）		最大津波高(m) (地殻変動考慮) (初期潮 1.44T. P. m を含む)
				津波の高さ +1 m	最大津波	
1	鹿児島湾直下		6 強	—	3 4	2. 3 5
2	鹿児島県西部直下 (市来断層帯近辺)		5 弱	—	—	—
3	甑島列島東方沖 (甑断層帯近辺)		4	—	—	—
4	鹿児島県北西部直下 (出水断層帯近辺)		4	—	—	—
5	熊本鹿児島県南部 (日奈久断層帯近辺)		4	—	—	—
6	鹿児島県北部直下 (人吉盆地南縁断層帯近辺)		4	—	—	—
7	南海トラフ (4 連動)	(CASE 5) (四国沖～九州沖)	5 強	1 0 1	3 4 1	3. 2 6
		(CASE 11) (室戸岬沖～日向灘)	6 弱	1 0 2	3 5 5	3. 2 9
8	種子島東方沖		6 弱	—	1 4 5	2. 3 4
9	トカラ列島太平洋沖		5 弱	1 5 5	1 5 5	2. 5 1
10	奄美群島太平洋沖（北部）		3	—	1 9 9	1. 9 1
11	奄美群島太平洋沖（南部）		3	—	1 8 9	1. 8 2
12	桜島北方沖 (桜島の海底噴火 A)	牛根境	—	5	5	5. 8 2
		二川	—	6	7	3. 2 4
		牛根麓	—	7	1 5	2. 7 9
		垂水港	—	—	1 9	1. 8 4
13	桜島東方沖 (桜島の海底噴火 B)	牛根境	—	2	2	9. 4 0
		二川	—	2	2	7. 6 4
		牛根麓	—	2	2	7. 6 8
		垂水港	—	—	1 5	1. 8 4
(注) 津波の計算条件は以下のとおり。 ・計 算 時 間 : 津波が発生してから 6 時間 ・堤 防 条 件 : 堤防なし。 ・地 殻 変 動 条 件 : 地盤の隆起・沈降量を考慮、ただし陸域の地盤が隆起する場合は防災上危険側を考慮 観点から隆起しないものとして評価 ・初 期 潮 位 条 件 : 鹿児島県内の検潮所（験潮所）において観測された 10 年間（2002 年 1 月～2011 年 12 月）の塑望平均満潮位（垂水市の初期潮位：1.44（東京湾平均海面（T. P）からの高 さ）m）						

出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる1-1から8-4までの31の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	必要最低限の電気ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、建築基準法に基づく住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。公営住宅においても、老朽化した建物の建替や長寿命化を図る必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

また、大規模地震時に滑動崩落の可能性のある大規模盛土造成地の場所を特定する変動予測調査を実施し、その結果を公表する必要がある。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

③（多数の人が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

④（交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

1-2 住宅地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

③（水門等の効果的な管理運用）

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため県等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

④（津波避難計画等の住民周知等）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

⑤（国・県・市道及び高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備）

国・県・市道は基礎的な社会基盤施設である。また、災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。併せて本市の幹線道路である国道 220 号、主要地方道 72 号線（垂水大崎線）と、主要地方道 71 号線（垂水南之郷線）の緊急輸送道路ネットワーク道路としての機能を満たすための整備を行う必要がある。

⑥（無電柱化等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

⑦（防災・防疫拠点の整備）

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①（河川改修等の治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大

な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修の整備推進や豪雨による冠水対策を図る必要がある。

② (防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線やコミュニティFM放送、登録制メール、市ホームページ等を活用した住民への迅速な情報発信や外国人居住者の安全確保を図るため、広報に努めていく必要がある。

また、現在、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川において、県が策定した浸水想定区域図をもとに河川ハザードマップを策定しているところであり、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民周知等のソフト対策を推進する必要がある。

③ (内水対策に係る人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① (土砂災害対策の推進)

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備や道路法面の防災対策を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震や降灰への対応も必要となる。

② (急傾斜事業及び治山事業の促進)

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、急傾斜事業や治山施設などの森林の整備を推進する必要がある。

③ (警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線やコミュニティFM放送、登録制メール、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

④ (桜島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進)

大正大噴火規模の噴火が発生し、かつ市街地側にも大量の軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における軽石・火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあり、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

⑤ (噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化)

桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作

成・配布などの対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応策を進める必要がある。

⑥ （地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震、桜島大噴火等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

⑦ （防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① （水道施設の耐震化）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

② （物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁・港湾・漁港などの長寿命化や防災工事、耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震や降灰への対応も必要となる。

③ （国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-⑤〕

国・県・市道は基礎的な社会基盤施設である。また、災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。併せて本市の幹線道路である国道 220 号、主要地方道 72 号線（垂水大崎線）と、主要地方道 71 号線（垂水南之郷線）の緊急輸送道路ネットワーク道路としての機能を満たすための整備を行う必要がある。

④ （備蓄物資の供給体制等の強化）

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤ （医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院においては、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害医療に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要があり、その体制を支援し円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

⑥ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品・非常食・燃料等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院独自の備蓄も行う必要がある。

⑦ (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた給水計画や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

また、本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院においては、透析治療などにおいて大量の水を必要とするため、長期断水時の応急給水体制を整備する必要がある。

⑧ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑦]

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① (孤立集落対策の推進)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消防の体制等強化)

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

② (情報通信機能の耐災害性の強化)

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

③ (災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入体制整備)

垂水市立医療センター垂水中央病院において、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入体制を整備する必要がある。

④ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑦]

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

垂水市立医療センター垂水中央病院においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

②（災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制整備）〔再掲 2-3-③〕

垂水市立医療センター垂水中央病院において、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制を整備する必要がある。

③（広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の活用）

垂水市立医療センター垂水中央病院において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）等のさらなる活用を進める必要がある。

④（災害対応マニュアルなどの見直し）

垂水市立医療センター垂水中央病院において、災害時の医療体制を確保するため、自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）を作成して、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

⑤（非常時電源の確保）

本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院において、電力供給遮断等の非常時に備え、自家発電設備用燃料の備蓄対策強化を図る必要がある。

⑥（ドクターヘリの活用）

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での安定した緊急対応の運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

⑦（国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-⑤〕

国・県・市道は基礎的な社会基盤施設である。また、災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。併せて本市の幹線道路である国道220号、主要地方道72号線（垂水大崎線）と、主要地方道71号線（垂水南之郷線）の緊急輸送道路ネットワーク道路としての機能を満たすための整備を行う必要がある。

⑧（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（合併浄化槽の普及促進等）

大規模地震が発生した場合、生活排水処理施設が被災し長期間にわたり機能停止や疫病・感染症等の蔓延が想定されるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進及び夏期等における高温による熱中症等の防止）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。また、年々著しく温暖化が進む中、夏期等においては、高齢者を中心に、避難所での高温による心身の衰弱や熱中症等による命の危険がおおいに懸念されるため、相応の防止対策を図る必要がある。

④（災害時保健活動及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受入体制整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受入体制を整備する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

③（業務継続計画（BCP）の見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

④（市役所WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

市役所WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化等)

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① (情報伝達手段の多様化等)

全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

② (市の人員確保・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

③ (災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

④ (住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、市と振興会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

⑤ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑦]

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁・港湾・漁港などの長寿命化や防災工事、耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震や降灰への対応も必要となる。

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業

者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

③ （企業における事業継続計画（BCP）策定等の支援情報の周知等）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① （危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震や津波への対応も必要となる。

② （危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① （物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁・港湾・漁港などの長寿命化や防災工事、耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

② （災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保）

陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害及び降灰などへの対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震や津波、降灰への対応も必要となる。

また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

③ （国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-⑤〕

国・県・市道は基礎的な社会基盤施設である。また、災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。併せて本市の幹線道路である国道 220 号、主要地方道 72 号線（垂水大崎線）と、主要地方道 71 号線（垂水南之郷線）の緊急輸送道路ネットワーク道路としての

機能を満たすための整備を行う必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③（港湾・漁港の機能保全）

港湾・漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する必要がある。

6 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震や津波への対応も必要となる。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機

材を備蓄又は整備する必要がある。

⑤（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑥〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

②（合併浄化槽の普及促進等）〔再掲 2-6-②〕

大規模地震が発生した場合、生活排水処理施設が被災し長期間にわたり機能停止や疫病・感染症等の蔓延が想定されるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

③（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-⑤〕

国・県・市道は基礎的な社会基盤施設である。また、災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。併せて本市の幹線道路である国道 220 号、主要地方道 72 号線（垂水大崎線）と、主要地方道 71 号線（垂水南之郷線）の緊急輸送道路ネットワーク道路としての機能を満たすための整備を行う必要がある。

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑥〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

① (消火・救助活動能力の強化)

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・設備・消防水利）の強化を図る必要がある。

また、垂水市立医療センター垂水中央病院での円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

② (都市公園事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

③ (消防団や自主防災組織等の充実強化)

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進し、住民等の自発的な防災活動を推進する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震や津波への対応も必要となる。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① (交通施設、沿道建物の耐震化) [再掲 1-1-④]

大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震の対応も必要となる。

7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① (農業用ため池の防災対策)

決壊した場合に、人的被害を与える恐れのある農業用ため池（防災重点ため池）

について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる必要がある。

②（治山・砂防ダム等の補強対策等の促進）

治山・砂防ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダムの機能の保持のため、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害リスク区域や避難所等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

③（防災インフラの維持管理・更新）

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者が発生する恐れがあることから、防災インフラ機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理や施設の更新等を行う必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

②（有害物質の流出対策等の推進）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（急傾斜事業及び治山事業の促進）〔再掲 1-5-②〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、急傾斜事業や治山施設などの森林の整備を推進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、

「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理計画の策定、見直し)

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

② (ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (地籍調査の推進)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。

② (液状化危険度の高い地域への住民周知等)

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（コミュニティ力強化の支援）

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、振興会や地区公民館の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

第5章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

- 住宅・建築物の倒壊などによる、多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。公営住宅においても、老朽化した建物の建替や長寿命化を図る。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。

また、大規模地震時に滑動崩落の可能性のある大規模盛土造成地の場所を特定する変動予測調査を実施し、その結果を公表する。（土木）

[主な取組]

- ◇住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成等
- ◇大規模盛土造成地変動予測調査の実施
- ◇大規模盛土造成地マップの作成及び公表

②（公共施設等の耐震化）

- 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（財政・土木・教育総務・社会教育・総務）

[主な取組]

- ◇防災拠点や指定避難所になっている公共施設の耐震化診断及び改修
- ◇学校のブロック塀の撤去又は改修
- ◇土木施設の点検・耐震化

③（多数の人が利用する建築物の耐震化）

- 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（土木）

④（交通施設、沿道建物の耐震化）

- 道路、港湾、漁港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（土木・農林・水産商工観光）

1-2 住宅地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

- 住宅地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。（消防）

〔主な取組〕

- ◇建物の防火安全性の向上
- ◇住宅防火対策の推進
- ◇関係団体との連携

1－3 大規模津波等による多数の死者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

- 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（総務）
- 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。（総務）

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

- 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）や津波への対応も検討する。（土木）

③（水門の効果的な管理運用）

- 大規模津波等の発生時に、水門が閉鎖されていないことによる、大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、県等との連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。（土木・農林）

〔主な取組〕

- ◇関係部局、県との連携

④（津波避難計画等の住民周知等）

- 建築物の損壊・浸水による住民等への危険を防ぐため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知を促進する。（総務）

〔主な取組〕

- ◇地区別防災研修会や出前講話の実施

⑤（国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）

- 社会基盤施設である国・県・市道の整備の充実を図る。また、災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。（土木）

〔主な取組〕

- ◇緊急輸送道路ネットワーク道路への整備推進
国道220号・主要地方道72号線（垂水大崎線）・主要地方道71号線（垂水南之郷線）

⑥（無電柱化等）

- 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒

壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。(土木)

⑦ (防災・防疫拠点の整備)

- 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。(総務)

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① (河川改修等の治水対策の推進)

- 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修の整備推進や豪雨による冠水対策を図る。(土木)

[主な取組]

◇二級河川や準用河川・市道の整備推進

② (防災情報の提供)

- 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、河川洪水ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。(総務)

③ (内水対策に係る人材育成)

- 広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策をより迅速に対応できる人材育成を推進する。(総務)

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① (土砂災害対策の推進)

- これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、人命を守る砂防施設等の整備や道路法面の防災対策を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震(マグネチュード7.1、最大震度6)や降灰への対応も検討する。(土木)

- 大規模な土砂災害の発生リスクを抑えるため、市内の土砂災害危険箇所における整備率は低い状況であることを踏まえ、県等と連携して人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。(土木)

[主な取組]

◇砂防施設等の整備推進等

② (急傾斜事業及び治山事業の促進)

- 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、急傾斜事業や治山施設などの森林の整備を推進する。(土木・農林)

③ (警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

- 土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域の周知を図る。(総務)

④ (桜島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進)

- 桜島大規模噴火時に、市街地側にも大量の軽石火山灰の降下があるおそれに備え、予防時、応急対策時及び復旧時における対策を講じる。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火時には、未曾有の軽石火山灰の降下のおそれもあるため、ガイドラインを策定し必要な対策を講じる。(総務・土木)

- 火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。(総務・土木・農林)

[主な取組]

◇降灰除去事業

◇大量降灰対策ガイドラインの策定

⑤ (噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化)

- 桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などに加え、さらなる避難体制強化を推進する。(総務)

[主な取組]

◇地域防災計画火山災害対策編の見直し・強化

◇桜島大噴火の際の避難計画の策定

⑥ (地域防災力の向上と人材育成)

- 自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。(総務)

[主な取組]

◇自主防災組織による防災活動の取組促進

◇地区別防災研修会や出前講話の実施

⑦ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑦]

- 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。(総務)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① (水道施設の耐震化)

- 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。(水道)

[主な取組]

◇水道管路の耐震化の推進

◇水道施設の耐震化の推進

② (物資輸送ルートの確保)

- 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁・港湾・漁港などの耐震化を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）や降灰への対応も検討する。(土木)

- 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。(土木)

[主な取組]

◇公共土木施設の長寿命化に向けた修繕の実施

③（国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-⑤〕

- 社会基盤施設である国・県・市道の整備の充実を図る。また、災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。（土木）

〔主な取組〕

◇緊急輸送道路ネットワーク道路への整備推進

国道 220 号・主要地方道 72 号線（垂水大崎線）・主要地方道 71 号線（垂水南之郷線）

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

- 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。（総務）

〔主な取組〕

◇災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し

⑤（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

- 本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院の医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進する。（保健）

⑥（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

- 大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品・非常食・燃料等の確保を図るため、本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院独自の備蓄を支援する。（保健）

⑦（応急給水体制の整備）

- 水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた給水計画や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。（水道）
- 本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院においては、透析治療などにおいて大量の水を必要とするため、長期断水時の応急給水体制を整備する。（水道・保健）

〔主な取組〕

◇水道初期活動訓練の実施

◇日本水道協会主催の合同訓練への参加

⑧（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕

- 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。（総務）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①（孤立集落対策の推進）

- 道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。（土木）

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

- ①（消防の体制等強化）
 - 火災、救助、救急事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。（消防）
- ②（情報通信機能の耐災害性の強化）
 - 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。（総務）
 [主な取組]
 ◇停電時における情報通信機器類の電源確保の検討
- ③（災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制整備）
 - 垂水市立医療センター垂水中央病院において、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制を整備する。（保健）
- ④（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑦]
 - 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。（総務）

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- ①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）
 - 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。（総務）

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ①（医療救護活動の体制整備）
 - 本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院において、医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備を推進する。（保健）
- ②（災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制整備）[再掲 2-3-③]
 - 垂水市立医療センター垂水中央病院において、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制を整備する。（保健）
- ③（広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の活用）
 - 垂水市立医療センター垂水中央病院において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）等のさらなる活用を進める。（保健）
- ④（災害対応マニュアルなどの見直し）
 - 垂水市立医療センター垂水中央病院において、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。（保健）

⑤（非常時電源の確保）

- 本市の中核病院である垂水市立医療センター垂水中央病院において、電力供給遮断等の非常時に備え、自家発電設備用燃料の備蓄対策強化を図る。（保健）

⑥（ドクターヘリの活用）

- 救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する。（保健・消防）

⑦（国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-⑤〕

- 社会基盤施設である国・県・市道の整備の充実を図る。また、災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。（土木）

〔主な取組〕

◇緊急輸送道路ネットワーク道路への整備推進

国道 220 号・主要地方道 72 号線（垂水大崎線）・主要地方道 71 号線（垂水南之郷線）

⑧（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕

- 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。（総務）

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

- 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を図る。（生活環境）

②（合併浄化槽の普及促進等）

- 大規模地震が発生した場合、生活排水処理施設が被災し長期間にわたり機能停止や疫病・感染症等の蔓延が想定されるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。（生活環境）

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進及び夏期等における高温による熱中症等の防止）

- 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。また、年々著しく温暖化が進む中、夏期等においては、高齢者を中心に、避難所での高温による心身の衰弱、熱中症等による命の危険がおおいに懸念されるため、空調設備等の整備を図る。（総務・保健）

④（災害時保健活動及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制整備）

- 発災直後から、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受入体制を構築する。（保健）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）〔再掲 1-1-②〕

- 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（財政・土木・教育総務・社会教育・総務）

〔主な取組〕

- ◇防災拠点や指定避難所になっている公共施設の耐震化診断及び改修
- ◇学校のブロック塀の撤去又は改修
- ◇土木施設の点検・耐震化

②（電力供給遮断時の電力確保）

- 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。（総務）
- 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入を検討する。（総務・企画政策）

③（業務継続計画（BCP）の見直し等）

- 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実効性の向上を図る。（総務）

〔主な取組〕

- ◇業務継続計画に基づく訓練の実施
- ◇業務継続計画の継続的な見直し
- ◇災害訓練時における BCP 実効性の確認

④（市インターネット回線及び基幹系の機器等の冗長化等）（総務）

- 市役所インターネット回線及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化等）

- 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。（総務）

〔主な取組〕

- ◇非常用発電設備の維持管理
- ◇電気自動車等の活用による電力確保
- ◇連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討
- ◇衛星携帯電話及び IP 無線機の配備・運用

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ①（情報伝達手段の多様化等）
 - 全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。（総務）
 - 〔主な取組〕
 - ◇SNSの活用など、新たな情報伝達手段の導入検討
- ②（市の人員確保・体制整備）
 - 情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備を行う。（総務）
- ③（災害発生時の情報発信）
 - 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報や情報発信経路について、シミュレーション等の訓練を繰り返し行う。（総務）
- ④（住民への災害情報提供）
 - 住民への災害情報提供にあたり、市と振興会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。（総務）
 - 市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。（総務）
- ⑤（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕
 - 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。（総務）

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

- ①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕
 - 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁・港湾・漁港などの耐震化を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（土木）
 - 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。（土木）
 - 〔主な取組〕
 - ◇公共土木施設の長寿命化に向けた修繕の実施
- ②（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑥〕
 - 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。（土木）
- ③（企業における事業継続計画（BCP）策定等の支援情報の周知等）
 - 本市の企業へ事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について取組への支援情報の周知・広報を促す。（総務）

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設の安全対策等の強化）

- 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）や津波への対応も検討する。（総務・消防）

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。（消防）

5－3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

- 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁・港湾・漁港などの耐震化を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（土木）
- 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

〔主な取組〕

◇公共土木施設の長寿命化に向けた修繕の実施（土木）

②（災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保）

- 輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害及び降灰などへの対策等を進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）や津波、降灰への対応も検討する。（土木）
- 迂回路として活用できる農道等について、道路管理者間で幅員、通行可能荷重等の情報共有を進める。（農林）

③（国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-⑤〕

- 社会基盤施設である国・県・市道の整備の充実を図る。また、災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。（土木）

〔主な取組〕

◇緊急輸送道路ネットワーク道路への整備推進

国道220号・主要地方道72号線（垂水大崎線）・主要地方道71号線（垂水南之郷線）

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑦〕

- 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。（総務）

5－4 食料等の安定供給の停滞

①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲 2-1-④〕

- 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。(総務)

[主な取組]

◇災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し

② (緊急物資の輸送体制の構築)

- 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。(総務)

[主な取組]

◇各種団体との協定や連携の強化

③ (港湾・漁港の機能保全)

- 港湾・漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等、港湾・漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める。(土木・水産商工観光)

④ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑦]

- 大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地及び救援物資や防災備品の備蓄基地の整備を検討する。(総務)

6 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

① (電力供給遮断時の電力確保) [再掲 3-1-②]

- 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。(総務)
- 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入を検討する。(総務・企画政策)

② (再生可能エネルギー等の導入促進)

- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。(企画政策)

③ (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

- 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震(マグネチュード7.1、最大震度6)や津波への対応も検討する。(総務・消防)

④ (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。(総務・消防)

⑤ (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

- 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を

図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。(土木)

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① (水道施設の耐震化) [再掲 2-1-①]

- 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震(マグネチュード7.1、最大震度6)の対応も検討する。(水道)

[主な取組]

- ◇水道管路の耐震化の推進
- ◇水道施設の耐震化の推進

② (合併浄化槽の普及促進等) [再掲 2-6-②]

- 大規模地震が発生した場合、生活排水処理施設が被災し長期間にわたり機能停止や疫病・感染症等の蔓延が想定されるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。(生活環境)

③ (し尿処理施設の防災対策の強化)

- し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める。(生活環境)

[主な取組]

- ◇災害等でし尿処理施設が破損した場合の相互支援

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① (国・県・市道及び高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備) [再掲 1-3-⑤]

- 社会基盤施設である国・県・市道の整備の充実を図る。また、災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。(土木)

[主な取組]

- ◇緊急輸送道路ネットワーク道路への整備推進
国道220号・主要地方道72号線(垂水大崎線)・主要地方道71号線(垂水南之郷線)

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

- 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。(土木)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

① (消火・救助活動能力の強化)

- 市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対

し、同時多発に対応できる消防力（施設・設備・消防水利）の強化を図る。（消防）

- 垂水市立医療センター垂水中央病院での消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する。（消防・保健）

②（都市公園事業の推進）

- 市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る。（土木）

③（消防団や自主防災組織等の充実強化）

- 公助の手が回らないことを想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進し、住民等の自発的な防災活動の強化を進める。（総務・消防）

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

- 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）や津波への対応も検討する。（総務・消防）

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。（消防）

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通マヒ

①（交通施設、沿道建物の耐震化）〔再掲 1-1-④〕

- 道路、港湾、漁港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。特に、本市は、桜島に近接していることから、大正大噴火規模の噴火に伴う地震（マグネチュード7.1、最大震度6）の対応も検討する。（土木）

7-4 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①（農業用ため池の防災対策）

- 決壊した場合に、人的被害を与える恐れのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する。（農林）

②（治山・砂防ダム等の補強対策等の促進）

- 治山・砂防ダム等の機能保持のため、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う。（土木・農林）
- 堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。（土木・農林・総務）

③ (防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者が発生する恐れがあることから、防災インフラ機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理や施設の更新等を行う。(土木・農林)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。(消防)

② (有害物質の流出対策等の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。(生活環境)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① (農地浸食防止対策の推進)

- 豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。(農林)
[主な取組]
◇豪雨に対する農業用排水施設整備の推進

② (適切な森林整備)

- 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。(農林)

③ (急傾斜事業及び治山事業の促進) [再掲 1-5-②]

- 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、急傾斜事業や治山施設などの森林の整備を推進する。(土木・農林)

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

- 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。(農林)
[主な取組]
◇鳥獣被害防止に関する研修会等の実施
◇電気柵などの侵入防止柵の導入推進
◇猟友会等の捕獲活動支援や捕獲従事者の確保

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理計画の策定、見直し)

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後か

らの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。(生活環境)

[主な取組]

◇災害廃棄物処理計画の策定及び見直し

② (ストックヤードの確保)

- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生したときの対応のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。(生活環境)

[主な取組]

◇災害廃棄物処理計画に基づく仮置場候補地の選定及び継続的な見直し

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

- 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。(生活環境)

[主な取組]

◇関係機関等との協力体制の実効性向上

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

- 道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。(土木・総務)

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (地籍調査の推進)

- 円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査のさらなる推進を図る。(土木)

② (液状化危険度の高い地域への住民周知等)

- 液状化現象が発生するおそれがある土地区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。(総務)

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (コミュニティ力強化の支援)

- 災害時の市民の対応力を向上するため、振興会や地区公民館の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。(総務)

第2節 指標

推進方針で示した本市の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No	指 標 名	現状	目標	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	53.3%	54.6%	1－1
2	防災拠点となる公共施設の耐震化率	60.0%	62.9%	1－1 3－1
3	汚水処理人口普及率	60.7%	75.4%	2－6 6－2
4	水道基幹管路耐震化の進捗率	17.8%	24.0%	2－1 6－2
5	自主防災組織のカバー率	97.9%	100.0%	4－2 8－4
6	橋梁修繕の進捗率	48.3%	56.7%	2－1 5－1 5－3
7	市管理の漁港補修工事実施率	21.8%	50.4%	5－4
8	鳥獣による農作物被害額、被害面積	3,002 千円 37.0Ha	2,500 千円 30.0Ha	7－6
9	災害廃棄物処理計画策定	未策定	策定	8－1

※ 原則、現状値は令和元年度(2019年度)、目標値は令和4年度(2022年度)、それ以外の場合は（ ）にて表記

第6章 本計画の推進**第1節 市の他の計画等の必要な見直し**

本計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。